事 務 連 絡 令和3年7月29日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和3年度事業主マスタの作成について

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段の御尽力を賜り御礼申し上げます。 厚生労働省は、「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月閣議決定)に基づき、保険者の データへルスを強化し、企業の健康経営との連携(コラボヘルス)を推進するため、平 成 30 年度から日本健康会議及び経済産業省と連携して、各保険者の加入者の健康状態、 医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、健康スコアリングレポート(以下 「レポート」という。)を作成し、全国平均及び業態平均と比較したデータを見える化 する取組を開始しています。また、「成長戦略フォローアップ」(令和 2 年 7 月閣議決定) に示しているとおり、令和 3 年度から現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位 のレポートを作成することとしています。

令和3年度以降の健康スコアリングレポートの実施に当たり、事業主単位のレポートの作成対象等については、「令和3年度以降の健康スコアリングレポートについて」(令和3年4月27日保保発0427第1号厚生労働省保険局保険課長通知)にてお示しておりますが、事業主マスタの作成に係る留意点等について、下記のとおりお示ししますので、取組の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 事業主マスタの作成について

事業主単位のレポート作成に当たっては、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」においてとりまとめた別添1「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」(令和2年4月2日)でお示ししたとおり、各健康保険組合において、被保険者証等記号と事業主単位のレポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要がある。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標を算出したり、同業態との比較を示したりするために、各適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数及び業態分類の情報も併せて、事業主マスタに登録していただく必要がある。

なお、事業主単位のレポート作成に当たっては、保険者が社会保険診療報酬支払基

金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号と事業主マスタとを突合することとなる。正確なレポートを作成するためにも、法定報告の特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号について、正確に入力していただくようお願いする。

2. 事業主マスタの作成方法及び提出方法・締切について

事業主マスタの様式は、別添2のとおり(Excel 様式)である。事業主マスタ作成の留意点については、別添3を参照すること。

また、今年度作成いただく事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトを通して、7月30日に配布(Excelファイルで配布)するため、各保険者においては、ポータルサイト上で11月30日までに登録されたい。ポータルサイトにおける操作方法ついては、別添4を参照すること。

なお、事業主マスタ作成の際に入力する保険者番号について、支部がある健康保険 組合においては、本部の保険者番号を入力すること。ただし、異なる保険者番号で同 じ記号を用いる適用事業所が存在する健康保険組合については、作成方法及び提出方 法について予め保険課に問い合わせること。

3. 令和3年度のレポート発行スケジュールについて

- ✓ 令和3年9月以降:令和元年度実施分の特定健診・保健指導に基づくレポート(保険者単位のみ)をデータへルス・ポータルサイトより配布する。
- ✓ 令和4年3月:令和2年度実施分の特定健診・保健指導に基づくレポート(保険者・事業主単位の2種類)をデータヘルス・ポータルサイトより配布する。 事業主マスタを令和3年11月30日までにデータヘルス・ポータルサイトに登録した保険者のみ、事業主単位でのレポートが発行される。